

岩手県選挙管理委員会告示第22号

岩手県選挙等執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月31日

岩手県選挙管理委員会

委員長 吉田 瑞彦

岩手県選挙等執行規程の一部を改正する告示

岩手県選挙等執行規程（昭和57年岩手県選挙管理委員会告示第11号の2）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(投票用紙の引換え等)</p> <p>第21条 投票管理者は、令第36条（投票用紙の引換）の規定に基づく投票用紙の引換えの請求があったときは、汚損した投票用紙に候補者の何人を記載したかが判読出来ないよう選挙人に塗抹させた上で引き換えなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(公職選挙法の適用を受ける選挙に関する規定の準用)</p> <p>第169条 第2章第3節（投票）、第3節の2（共通投票所）、第4節の2（期日前投票）、第5節（不在者投票）、第6節（開票）（第48条の規定を除く。）及び第7節（選挙会及び選挙分会）並びに第130条（選挙公報の送付）から第132条（選挙公報の訂正）までの規定は、参議院議員、県議会議員及び知事の選挙に関する部分を除き、最高裁判所裁判官国民審査について準用する。この場合において、<u>第49条第1項第4号</u>中「候補者別得票数」とあるのは「裁判官別罷免可否の数」と、第130条から第132条までの規定中「選挙公報」とあるのは「審査公報」と読み替えるものとする。</p> <p>(審査に付される裁判官の氏名等の掲示の様式等)</p> <p>第171条 最高裁判所裁判官国民審査法第52条（裁判官の氏名の<u>掲示</u>）の規定による裁判官の氏名等の掲示は、様式第103号によるものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>様式第13号（第14条、第30条の2、第37条の2関係）</p> <p>[略]</p> <p><u>投票所（共通投票所、期日前投票所）</u>を本市（町、村）の管理に属さない下記の建物に<u>設けたいので</u>、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第4条第15項（第4条の2第3項、第4条の3第4項）の規定による承認を申請します。</p> <p>[略]</p>	<p>(投票用紙の引換え等)</p> <p>第21条 投票管理者は、令第36条（投票用紙の引換）の規定に基づく投票用紙の引換えの請求があったときは、汚損した投票用紙に<u>記載した内容が判読できない</u>よう選挙人に塗抹させた上で引き換えなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(公職選挙法の適用を受ける選挙に関する規定の準用)</p> <p>第169条 第2章第3節（投票）、第3節の2（共通投票所）、第4節の2（期日前投票）、第5節（不在者投票）、<u>第5節の2（在外投票）</u>、第6節（開票）（第48条の規定を除く。）及び第7節（選挙会及び選挙分会）並びに第130条（選挙公報の送付）から第132条（選挙公報の訂正）までの規定は、参議院議員、県議会議員及び知事の選挙に関する部分を除き、最高裁判所裁判官国民審査について準用する。この場合において、<u>第49条第4号</u>中「候補者別得票数」とあるのは「裁判官別罷免可否の数」と、第130条から第132条までの規定中「選挙公報」とあるのは「審査公報」と読み替えるものとする。</p> <p>(審査に付される裁判官の氏名等の掲示の様式等)</p> <p>第171条 最高裁判所裁判官国民審査法第52条（裁判官の氏名の<u>掲示等</u>）の規定による裁判官の氏名等の掲示は、様式第103号によるものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>様式第13号（第14条、第30条の2、第37条の2関係）</p> <p>[略]</p> <p>本市（町、村）の管理に属さない下記の建物への<u>投票所（共通投票所、期日前投票所）</u>の設置について、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第4条第15項（第4条の2第3項、第4条の3第4項）の規定による承認を申請します。</p> <p>[略]</p>
2	別表第1（第64条関係）	別表第1（第64条関係）

選挙区	出張所
[略]	
<u>大船渡 陸前高田</u>	[略]
[略]	
<u>久慈 九戸</u>	[略]
[略]	

選挙区	出張所
[略]	
<u>大船渡・陸前高田</u>	[略]
[略]	
久慈	[略]
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この告示は、令和5年3月31日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、次の県議会議員の一般選挙から施行する。